研 究 報 告

バサラ再考

はじめに

であった。 いる。そこで一例として取り上げられたのがバサラ(婆娑羅・婆佐羅) 時代の用例を集め、 大言海』 現代国語辞書の基礎を築いた大槻文彦(一八四七~一九二八)は、 の巻頭 (大正八年〔一九一九〕一一月記) において、 ことばの変化・進化を論じることの重要性を説いて あらゆる

のとする説があるとしながら、 バザラ)」とする説と、 ように歴史的変遷を整理した。 その語源については、 「婆娑」という言葉に接尾語の 梵語で金剛石を意味する「跋折羅 大槻は「跋折羅」を語源と見極め、 5 (バジャラ・ がついたも 次の

)梵語で金剛石を指す「跋折羅」 える独鈷を指すようにもなった。 ・がてその硬さをもってすべての煩悩を打ち砕き、 は、 金剛石の硬いという意味が、 天魔をもうち

(2))鎌倉時代になると「打ち砕き」という意味が、 すようになる。 伝統的な演奏方法から逸脱した斬新な技法を行うことを指 舞楽の世界に転用

③南北朝期には、 侈に耽ること。 つまり『建武式目』 「伝統からの逸脱 が、 0) 「婆佐羅」となった。 常軌を逸して過差なる奢

遠 藤 基 郎

する、文化史の領域の言葉として扱われている。 れている。大まかに言えば、悪党などを主体とする下剋上の文化を象徴 ④さらに否定的意味が増して、 今日にいたるまであらゆるバサラ論は、これを土台として論じら 放縦無頼なる振舞の意味になった。

以

た。(5)検討が必要である。この点について、かつて私は次ぎのような指摘をし検討が必要である。この点について、かつて私は次ぎのような指摘をし かし、 「跋折羅」こそバサラの語源、 とする大槻のバサラ説は、 再

定される。 があった。 しかし大槻は婆娑を退けた。そこには幕末に生をうけた大槻 う様」の意であったとする。明らかに雅な言葉であった。 例がある。また『字通』(白川静編) こと。」などとされ、『本朝文粋』(一一世紀中頃)、 えるさま。また、舞めぐるさま」、「さまよいめぐるさま。徘徊する 大槻は、 "小学館日本国語大辞典』では、 世紀前半)、『菅家文章』(九〇〇年頃)などの、 用例は、 彼にとって困難であった。 バサラの語源として、 このようなバサラと、 『日本国語大辞典』 「婆娑羅狼藉」に代表される「放縦無頼なる振舞」 が掲げるバサラ関連用語の江 別に「婆娑」をあげる 「舞う人の衣服の袖が美しくひるが 風雅な は、 「婆娑」を結びつけること 「婆」「娑」いずれも 正統的典籍に用 『新撰朗詠』(一 の 時代

(1) バサラ再考(遠藤)

源」と説いたのである。 大槻は、 その 同時代のバサラの語義を土台に、 論証の手続きの倒立は明らかであった。 「跋折羅=バサ ź Ó

語

らかに適切である いう表記には促音は含まれない。 は促音のための表記である。 由 「のひとつは、 大槻が退けた「婆娑・ら」こそバサラの語源と考える。 音の問題である。 方 音から言えば、 「跋折羅」 「婆佐羅 」という表記は、 (婆娑羅)」 「婆娑・ら」の方が明 (『建武式目』) 音声として その理 ح

べている に梵語の れを発展させた。 ラの淵源をここに見いだしている。さらに、中ノ堂一信・網野善彦はこ 保延四年の真言御修法宿坊での もちろん、 **゙**バサラ」 「婆娑・ら」 特に網野は、 が重なったと考えた方がよいかもしれない。」と述 語源説は、これまでにもあった。 バサラの語源は、 「狂乱婆沙」という用例を紹介し、 「婆娑」であり、 横井清 そこ バ は サ

娑の本質と見なしている。 めるものではなかった。 た」と横井は述べており、 ことによって、 しかし、 横井以下の「婆娑・ら」語源説は、 (中略) 狂乱 = 乱行に通い、 「「婆沙」の語が、 「跋折羅」 語源説同様に 「狂乱」の語と連鎖している 乱行はむろん「悪」 大槻説の大きな修正を求 悪 = 暴力性」 であっ を婆

まえ、 異なる視点からの問題提起となるだろう。 解を異にする。 とどまる。 素あるいは暴力性は含意されない、 は 小 暴力性を排除した地点から、 0) [岡心平の見解を踏襲し、 「婆娑・ら」 婆娑・ら」 最近、 語源説は、 白川宗源は、 語源説から問い直そうとする小論は、 バサラを過差の特殊なあり様とするに 横井以下の説とは、 と指摘した。小論は、 議論の再構築を試みたい。 『太平記』 のバサラには反 この点において見 この指摘を踏 体制 それとは ただし白 的要

以 F. 0) 、関心からは、 小論では、 「バサラ」 П 「異形」 とする網野 説

> らえ直してみたい。 検し直し、 横井などの 従来の文化史的観点とは異なり、 さらに 婆娑 『建武式目』 『太平記』 理解について、 その根拠となった史料を一点ずつ点 政治史的事象としてバサラをと の用例の再検討を行う。

性を再確認するものである。 槻のバサラ論の再検討は、 小論は採る。言葉には歴史がある、言葉は変化するものである、その 2の意義を大槻は強調した。逆説的にとらえられるかもしれない バ サラという言葉を論じる。 なにより大槻自身のこの提言の有効性 このことを、 つまり言葉の意味を探るという方法論 最初に申し述べておきたい が、

説の検討

1

醍 形 な問いかけでもあった。 たとの大胆な構想が展開された。 サラに立脚しており、 醐 め 中 非人」 一一堂 (政権論の一環をなすものであった。 の習俗であると説いた。この網野の議論は、 ・守屋毅の研究を発展させ、 そもそも倒幕も非人の力を動員したものであ それは現代の被差別問題に対する重 後醍醐の異形性は、 網野 は、 バサラとは 異形の王権 非人の習俗 本来 \parallel

バ

ある。 紀前半の 同できない。 考えるものではあるが、 私自身、 [峯相記] 後醍醐の王権は何らかの形で、 網野がその論拠とした一二世紀前半の のふたつの史料の解釈に決定的な誤りがあるからで しかし、 バサラを非人の習俗と見ることには賛 非人をその基盤としていたと 『江談抄』

1 「江談抄」 の賀茂祭説話

《料1〕 『江談抄』 被レ命云、 放免賀茂祭着 (岩波新古典大系本) 綾羅 事、 被 知哉如 第 賀茂祭放免着綾羅事 何。 答云、 由 「緒雖」

掲焉之故所レ令二着用 放免着;;用綾羅錦繍服 人之故不」憚 禁遏 被 斉信卿 歟 命云、 |禁忌 | 也。 答云、 他罪科者皆加 賀茂祭日、 敷。 贓物所 為 公任卿云、 四条大納言頗被二甘心一云 |検非違使共人| 何故乎。 於 出来 刑罰 栈敷 然者雖」致二放火殺害一、 物ヲ染摺成文衣跨等、 0 於下着 隆家卿 美服 簡 ||斉信卿 条上 ,部答云、 有 不レ 云 _ 指 非 Ħ

してバサラと非人とを結びつけた。しているとあること(後掲〔史料10〕)から、網野は綾羅錦繍を媒介としているとあること(後掲〔史料10〕)から、網野は綾羅錦繍服を着用繍服が非人の衣装」であり、『建武式目』にバサラが綾羅錦繍服を着用これは、一一世紀前半の賀茂祭に関わる説話の一節である。「綾羅錦

しかしこの史料は次のように解釈すべきである。

ず 部卿 が で紋様をつけた衣跨を彼らは着ているのです。 られているならその証拠を示して下さい。」と詰め寄った。 他 も罪とならないのですか?そんなことはないはずです。 いた公任卿は鋭く問い返した。「ならば放免が放火殺害をおこして のように答えた。 華美な衣裳を取り締まるのが仕事でありますのに」と。 済信 :あるので着用するのではないでしょうか。」 ?が綾羅錦繍の服を着用するのは一体何故でしょうか。 0 こたということだ 罪 その時、 済信卿、 ||匡房は次のように語った。 『卿は答えた。 は刑罰を受けているではないですか。 四条大納言公任卿は一緒に、 隆家卿が斉信卿に質問した。「検非違使の共をする放 「非人であるのでかまわないのだ」と。 「罪人より取り上げた臓物の衣服に、 ある年の賀茂祭のこと。 桟敷で祭の行列を見物し 綾羅錦繍の着用 <u>ح</u> 祭の日は目立つ必要 公任卿 検非違使は 放火殺害や 斉信卿は次 隆家卿 これを聞 は大変感 摺り染め す が認め かさ 民

この説話の面白さは、儀式書『北山抄』編纂者にして、当代きっての

ある。 こから、綾羅錦繍=非人の装束という事実は導き出せな 用したところで、それは咎め立てされないのだ」という詭弁である。 らはもはや一般の法の適用外にある。 公卿学の権威である公任と、 しかしそれは、「(放免はもと獄囚であった) 網野が綾羅錦繍と非人を結びつけたのは、 斉信との間 したがって身分違反の 一の機知に富んだやりとりにこそ 斉信の最初の回答に基 非人なのだから、 綾羅 錦 繍着 彼

はもどすべきではないという通念の影響があったと考えられる。 うことで、 として没収物を得分化する慣習を前提としている。 公任が賞賛した所以である。 上杉和彦の指摘する、贓物は、 一公事によりて、 (読み下し遠藤)、という延喜弾正台式を巧みに引用したものであった。 部分は、 また後半の 「およそ摺染成文の衣跨は、 奢侈贅沢ではないという印象を与えようとしたのであろう。 「摺染成文の衣跨」に関する回答の部分は、 着するところ、 穢れたものと認識されたために、 ならびに婦女衣裾は禁の限りにあらず。 ならびに着用することをえざれ。 没収物の再利 放免が、 なおこ 本主に 用と言

(2)『峯相記』の悪党

〔史料2〕『峯相記』(『続群書類従』二八上)

張行候ケルヤラム、問云、諸国同事ト乍レ申、当国ハ殊ニ悪党蜂起ノ聞へ候、何ノ比ヨリ

柄鞘 等ヲ着 類異形ナル 所 々ノ乱妨、 ハゲタル 中略 ルマデ ルアリ ノ兵具更ニナシ、 太刀ヲハキ 浦 ニ々ノ サ 正安乾元ノ比ヨリ目ニ余リ、 V ヶ海賊、 人倫 寄取、 竹ナガ 異ナリ、 強盗、 卫 柿帷 サイ棒杖バカリニテ、 Ш 二六方笠ヲ着テ、 賊、 耳ニ満テ聞 追落シヒマナク、 鎧腹巻 候

(中略―武家による取り締まり

乗り 銀ヲチリバメ、 正中嘉暦ノ比ハ其振舞先年ニ超過シテ天下ノ耳目ヲ驚ス、 列リ、 五十騎百騎打ツヾ 鎧腹巻テリカガヤク計リ也 キ、 引馬・唐櫃 弓箭・兵具ノ類ヒ金 吉キ馬ニ

精好銀剣→悪党→異形異類、 の婆娑羅が「精好銀剣」を帯びている点に共通点を見いだし、バサラー るような過差の出で立ちになった、としている。 「異形異類 の風体であった悪党が、後には すなわちバサラ=異形異類とした 網野は、 「金銀ヲチリバ 『建武式目 لح

なっている点にあったと言わねばなるまい 北条得宗家である。 さらにバサラと「異形異類」 てみすぼらしい かつての貧しい悪党が、 たことを語るものである。 しかし、この 「金銀」 「異形異類」 『峯相記』 とは、 元亨三年(一三二三)北条貞時十三回忌供養では、 いまや北条得宗家を模倣するかのように豊かに 富貴の表象である。その代表こそは、 〈「異形」 + 過差の出で立ち〉なのであって、 の記述は、 が等号で結ばれることは決してあり得ない。 の地位を脱して、過差の出で立ちに転換し 「異形異類」 の悪党が、 作者の驚きとは、 財力をえ 円覚

に代表される念仏系新興仏教集団であって、 こでの「異類異形の党」 後宇多院院宣 を称念し、 には、「近来破戒の僧、 群であった。 方の異類異形について、 あるいは法華法門の宗と号して諸教を誹謗する」とある。 (『仁和寺諸記抄』、 邪法の族、 の一部は、 たとえば徳治三年(一三〇八) 『鎌倉遺文』第三〇巻二三二五九号) あるいは異類異形の党を結び、 林譲が指摘したように明らかに時衆 彼らはボロをまとう貧しき 五月二〇日 弥陀

過差の振る舞いである 以上のように過差と 『建武式目』 **異類異形** とは全く異なっている。 のバサラと 「異類異形」 を結びつけ したが っつて

> 野説は、 て考えることは、 実証的には成立しないのである。 そもそも不可能であり、 サラを非人の習俗とする網

一婆娑」と芸能のバサラ

2

であった。 (ユシ) 人貴族の手にかかる正統的典籍を引用する。 ま」、「さまよいめぐるさま。徘徊すること。」などとする。 『本朝文粋』、 はじめに」に触れたように、 「舞う人の衣服の袖が美しくひるがえるさま。また、 『新撰朗詠』、 『菅家文章』 『日本国語大辞典』 など、 婆娑とは、 平安時代の一 本来典雅な言葉 その用例に 舞めぐるさ 流 の文

は、

れについてまず検討したい。 方、 横井・ 中 ・ノ堂両氏の論及する婆娑は、 それと趣を異にする。

そ

(1)真言院後七日御修法宿坊での「狂乱婆娑」

坊をもうけ、 て格式の高い朝廷儀礼であっ 正月年頭の密教儀礼である。 内裏真言院後七日御修法は、 祈祷を続ける もちろん平安初期より連綿と行われた極め た。 真言宗の高僧が天皇と国土の安泰を祈る 御修法を勤める僧侶は七日間朝廷に宿

のための芸能を披露した。次の〔史料3〕はそうした芸能民の様を描写 ただし二四時間常に潔斎して祈祷に従事したわけではない。 宿坊では宴会が催されていた。 宴会には芸能民が招 か 修法を勤

〔史料3〕立命館大学所蔵藤井永観文庫 四 正月度裏書 後七日 御修法請僧

十三日、 頤 此中児童二人容貌優美、 白昼、 従 講房 田楽妙舞者数十輩入来 音声可 レ聞 狂 乱婆 娑沙

ごろう。
しこの記事をより掘り下げて解釈するためには、他の事例の参照が必要しこの記事をより掘り下げて解釈するためには、他の事例の参照が必要こそ婆娑の本質であり、それは「悪」に通じるとしたのであった。しか笑した、というのである。横井・中ノ堂両氏は、この記事から、「狂乱」楽した、見るものは爆白昼、宿坊から田楽がやってきて「狂乱婆沙」をした。見るものは爆

群書類従』二五下〔史料4〕「永治二年真言院御修法記」永治二年(一一四二)正月、『続

夜優遊、 (一二日 也 然間、 彼遊僧等仁和寺人云 招 遊僧数輩入来、 |伴僧等於宿房 発 殊羞. | 頌声 | 、 盃 翻 酚 舞袖 閑成 人々出向、 談 話 是先

闍梨雖;;宿老;逸興之人也、(一三日)今夜院内上下猶以乱遊、昨夜之事、余興未」尽歟、安芸

今日 曲之間、 Ţ 酒 千秋万歳小松法師参入尽」曲、 一垂服緘菓子百合給レ之了 及二亥剋一、(中略) 酉剋許田楽弥得法師率二十三人之徒党 紙立菓子十二合、 紙立菓子十合、 交菓子二、 _ 令 参入一、 酒肴 外居肴二 一具下 各尽レ 給

ものであった。
(型) (型) によれば、夜の宿坊には、遊僧・千秋万歳・田楽に料4〕〔史料5〕によれば、夜の宿坊には、遊僧・千秋万歳・田楽〔史料4〕〔史料5〕によれば、夜の宿坊には、遊僧・千秋万歳・田楽

したと記されている。そのあまりの滑稽な様は、その場に居合わせた人々て、本来厳粛であるべき、日中の祈祷の場に田楽が侵入し、「狂乱婆娑」これに対して、〔史料3〕保延七年では、そうした約束事がやぶられ

を爆笑させた。極めて異常な事態であった。

(2) 舞楽の婆娑

「婆娑」の用例は、舞楽に関するものが多い

で叩く。これら鼓を叩きながら舞う舞楽を先頭に、 人雁行参列、奏 ; 慶雲楽 ; 」。その後天皇が会場に入り、儀式は開始され 奚婁、 られると、 史料』第三編一五冊四二五頁以下)。鳥羽天皇到着の旨が会場内に告げ 祝う落慶供養が、鳥羽天皇を迎え、 んだことを意味する。 永久二年 いわゆるつづみ状の鼓である 「奚婁(ケイロウ)」は、 右近将曹多忠方打二一鼓一、参二向中門外一、互以婆娑、 左右の楽人・舞人が乱声。その後、 一一月二九日、 首にかける鼓で、 (『古事類苑』 華々しく行われた(「大記」 白河上皇御願蓮華蔵院 また「一鼓(イッコ)」 楽舞部 「左近将曹狛行高、 左右楽人の行列が進 いずれも桴 『大日本

し、舞楽が開始された(『兵範記』)。 二名がおりて、「於」前庭 | 婆娑曲舞」。その後に左右楽人・舞人が乱声もとへ朝覲行幸した際。饗宴開始にあたって、庭池の楽船より「一童」あるいは、嘉応元年(一一六九)四月二八日、高倉天皇が後白河院の

!式開始に先立って行われる奚婁・一鼓あるいは童による婆娑。これ舞衆が開始された(『兵鄻記』)

儀

いる。

あったことが知られる。 ある。単に太鼓を打ち鳴らしただけでなく、舞うような大きな身振りで るさま。 美しい」となっている。「繽紛」は、 が 辞典』によれば、「嫋」 大乗会に関わる書札は、 世紀末成立の であるとすると、これまた「しなやか。やはらかでながい。 変態繽紛、 (おおおび) 『釈氏往来』(『群書類従』六)に納められた法勝寺 は、「しなやか、そよぐさま」とある。「嫋娜」 誠緇素壮観者也」と賞賛している。 上皇が臨席した大乗会での一鼓と奚婁の様を、 の盛んに美しいさま。 「雑じり乱れるさま。花などの乱れ 舞のさま。」などの意で 『諸橋大漢和

る。として詳細な打法が記されている。ここでは一鼓のみ抜き出して紹介すとして詳細な打法が記されている。ここでは一鼓のみ抜き出して紹介す、具体的には、鎌倉中期成立の『教訓抄』巻七には、「鶏婁一鼓口伝」

は魅了される。

〔史料6〕

[史料7]

八拍子間也。サテ左へ踏廻リテ、鼓ヲ左突右見、右へ踏廻テ、右突右見、歩テ、アユミトドマリテ後、ノケザマニムナソリアガリテ、落居ル。一鼓ノ左右ノ俣ヲヲサヘテ、スコシウツブキテ、コマカニ一丈許リ

行此左右二度。

体を上下、そして左右に大きく変化させる所作であった。

えないまでも、 らから「狂乱」「悪」を感じ取ることはできない。婆娑とは、 皇臨席の荘重な儀式の場にて、 奏; |両曲 | 」とも記している。これらの舞う様としての婆娑は、 皇・諸宮・博陸之人入御之時、 以上によって、横井以下の そして『教訓抄』巻九には、 朝廷舞楽として正統なものだったのである。 「婆娑・ら」 楽人によって行われたのであった。 (朝覲行幸や諸御願供養での)「天子 鶏婁・一鼓、 語源説の問題点は明らかと老 為レ先、 左右行列而 上皇 : 上 天

婆娑は「揺らぎ」を本質とする。その不安定さ=逸脱の可能性故に人々逸脱の可能性である。

えるのだが、ただひとつ保留すべき点がある。

それは婆娑に潜在する。

否定することは適切ではない。 目を引き起こす引き金である。 非日常のハレの場であるから、 は祝祭において、非日常性を引き起こす過差と相通じるものがある。 建武式目』『太平記』が非難する また舞としての婆娑は、法会・儀式の開始に行われる。 婆娑は日常から非日常への空間 いわば境界的な行為に他ならない。 過差 物 狂 と繋がる側面を、 法会・ の変わり 儀 式は 全

点において、横井などの説は傾聴に値する。「狂乱」との潜在的な親和性が現実のものとなった瞬間と言える。このそして保延七年度真言院御修法での田楽法師の振る舞いは、婆娑と

に現れるからである。 の実際、バサラ自体の初見は、婆娑の本質である雅な言葉の延長線上る。実際、バサラ自体の初見は、婆娑の本質である雅な言葉の延長線上しかし、それはあくまでも潜在的なものにとどまっていたと私は考え

(3) 芸能のことば「バサラ」

名君と認識されたと考えられる。

名君と認識されたと考えられる。

名君と認識されたと考えられる。

名君と認識されたと考えられる。

を成り、短哨天皇もそのひとりであった。歴代天皇で笛の名手としては、がいた。堀河天皇もそのひとりであった。歴代天皇で笛の名手としては、がいた。堀河天皇もそのひとりであった。歴代天皇で笛の名手としては、

訓抄』巻十一下にある。 その堀河天皇の笛に関わる説話が、鎌倉後期に成立した、楽書『続教

[史料8]

御笛アリケリ、 仰ラレケルハ、式部卿宮 笛ニシテ、 又堀河院ノ御息、又ウハキリ也、 下臈ノ笛トモナク、 始テ又上霧ヲ聞クト云々、 御 友正尻ニ付キテツカマツリケリ、 笛ヲ楽人ノニシタラム、 ハサラアリテ仕ルモノカナ、友正ガ笛ヲ御 (貞保、 清和天皇皇子)薨テ後、 入道左大臣俊房コレヲキ、 堀河院、 イ 鳥羽院ニ行幸アリテ、 カゞト 白河院キコシメシ ゾ仰ラレケ 五十余年 テ、

堀河天皇は、「管弦長者」式部卿宮貞保親王以来の、優れた技能をもっなが」と言ったというのである。

い。河院は、冗談でそれを楽器のせいにして、笛の交換を提案したのであっ河院は、冗談でそれを楽器のせいにして、笛の交換を提案したのであっていたのであろう。しかし白

さてここで問題となるのは、友正の腕を「バサラ」と賞していること

の初見である。である。現在確認される限りでは、この『続教訓抄』の事例が「バルである。現在確認される限りでは、この『続教訓抄』の事例が「バル

解釈している。
のまり友正の演奏は、それまでにない革新的前衛的なものであった、とて、「本法を破りて以ての外の技をすること」を意味するようになった。て、「バジャラ=金剛石はなにものを打ち砕くもの」という意味が転じて、「バジャラ)=バサラ語源説をとる大槻文彦はこの事例によせ跋折羅(バジャラ)=バサラ語源説をとる大槻文彦はこの事例によせ

しいという意味合いを醸し出しているからである。かかわらず、バサラだ」といっており、バサラは本来、高い身分に相応ハサラアリテ」、つまり「低い身分のものの笛(で名器ではない)にもしかしこの解釈は不自然と言わねばならない。「下臈ノ笛トモナク、

とすれば、極めて自然な解釈に導かれる。こそある。「バジャラ」ではなく、「婆娑・ら」、すなわち「婆娑な様子」この不自然さは、バサラの語源を「跋折羅(バジャラ)」とした点に

ある管弦において、卓越した技量を賞賛する言葉としてあったのである。富んだ表現力豊かな演奏であった」となる。バサラは、正統派の芸能での意味がある(『日本国語大辞典』)。これを当てはめるならば、友正どの意味がある(『日本国語大辞典』)。これを当てはめるならば、友正との意味がある(『日本国語大辞典』)。これを当てはめるならば、友正との意味がある(『日本国語大辞典』)。これを当てはめるならば、友正との意味がある。

次にあげる「(4)バサラ扇

う。

次にあげる「バサラ扇ノ五骨」もまた「婆娑・ら」として解せるだろ

尾羽ヲレユガムエセ小鷹 手ゴト誰モスエタレド 鳥トル事ハ更ニ(史料9) 二条河原の落書(『建武年間記』、『群書類従』一六)

(7) バサラ再考 (遠藤)

鉛作ノオホ刀 サラ扇 ノ五骨 太刀ヨリ大ニコシラヘテ ヒロコシヤセ馬 薄小袖。 前 サ ゙ガリニゾ指ホラス。

□銭ノ質 ノ古道具 関東武士ノカゴ出

も乱れている様子から、 平記』)から、華美な装飾が施された絵扇、という解釈がひとつある。 ところで 方中村清兄は、 サラ扇」については、 〔史料 9〕 扇の先端がきっちり閉じずにバサバサとしてあたか は全体として、とりあえずの体面を繕うために、 バサラ扇と称されたとする。(8) 後掲 〔史料19〕 0) 「扇打輪ノバサラ絵」

飾という意味を含意させているとは考えがたい。 の小袖、 実利的でない貧相な道具を使用している、不釣り合いな様を揶揄してい 貧相な小鷹・鈍く重い鉛の刀・広腰鞍を載せた痩せた馬・薄っぺら それらと同じものとして「バサラ扇ノ五骨」 はある。 華美な装

扇は、 バサラではない。 れが舞う様としての でなく骨が少ない分、 扇の先端がきっちりと閉じないということもあったろうが、 もののひとつであった。 以上、 当時七本・一○本が標準となりつつあった中、骨数の少ない五本骨 堅牢さや機能性において劣るものであった。見かけ倒しな貧相な 鎌倉末期・ その出現は、 建武政権期のバサラは、 「婆娑・ら」をイメージさせたと考えるべきだろう。 扇ぐ際に大きく扇面をしならせるようになり、 中村の指摘の通り、 建武政権崩壊後、 使いこなす内に痛みが進み いまだ我々に馴染みのある 『建武式目』『太平記 そればかり 0

3 南北朝期 初期の :過差禁制とバ サラ

を待たねばならない。

り締まりの対象として現れる 室町幕府樹立宣言とでもいうべき 『建武式目 の第 一条目にバ サラは

> 10 『中世法制史料

可 レ被レ行三倹約

俗之凋弊、 無レ不レ驚レ目、 近日号; 婆佐羅 無レ甚! 頗可 於此一、 専好] マレ謂 _過差 , 、 物狂 尤可レ有 歟、 綾羅錦繍、 二厳制 富者弥誇」之、 _ 乎、 精好銀剣、 貧者恥レ不レ 風流服 飾

武式目』を含む前後の時期 である。 停;」止金銀錦繍等之類風流;、」「同六位已下、施 えば建久二年三月二八日新制の、 は、これらと並び否定すべき悪しきものとして認識されていた。 い」「連歌会」を禁じた「群飲佚遊を制せらるべき事」がある。 主張している。 沙汰でなく、厳しい取り締まりこそが必要であると、 文言自体は、 まさにバサラ=「過差 、停□止之」、」などである(三代制符、 ところで、 最近、バサラと号して専ら過差を好む輩がいる。彼らの行いは 可レ停「「止之 」、」「京畿諸社祭供奉人、綾羅錦繍装束金銀珠玉風 しかし、 「精好」はしばらく措くが、「綾羅錦繍」 鎌倉時代の公家新制過差禁制条項にも見えている。 『式目』では他にも「好女の色」「博奕の業」 即断は禁物である。もし、そうだとするならば、 (の振る舞い)」という意味が与えられる所以 の過差禁制についてもまた、 「使庁放囚不」可」着 『鎌倉遺文』一巻五二六号)。 |蒔絵鏤||金銀刀剣等之 『式目』 銀剣」 海類 、 ハサラ」 「茶寄り合 制定者は 風 バ 正 亦可 サラ 流 気の 語 建

0

類、

可

1 建武政権の過差禁制

が現れるはずであろう。

関連する用例を確認したい。

長にはなるが、 段醐 (括弧内は の建武政権のもとでも、 『中世法制史料集』 「建武式目」 の婆娑羅禁制と共通性 たびたび過差禁制が出され 第六巻の番号 0 ある禁制を列挙す ている。 冗

(史料11) 『建武年問記』 武者所輩可存知條々、 建武元年五月

細 が布、 六位同可レ爲二衣冠 五位以上可以用;;衣冠 々不レ可レ用、 練貫之類、 呉綾、 精好大口一切停口止之一、 細々警固之時、 金紗金襴、 内々宿直之時 細々不」可」用、 一唐皮尻鞘、 正員一人之外停二止之一、 紅紫之類、 但 於 准 可 散所 可レ用」 |有官瀧口 | 、 ル用 切 7付等、 細々警固之時、 着 |布水干葛袴 一金銀装東太刀、 |練大口 | 、 |雁衣 | 者可レ用 同前、 雁衣 /一小袖、 不」可二着用一、 者、 総鞦常不 布、 刀、 鎧直垂、 同 織物、 鞍、 可

〔史料12〕 『玉英記抄』 建武元年九月日宣旨 近来、 永従…停止 二倹約一、 諸 人僮僕、 可 レ 謂 諸司下部、 自今以後、 背 法服之制 綾羅錦繍、 (六四五 、表 金銀珠玉之服 |過差之儀

飾 E

〔史料13〕『玉英記抄』建武元年九月一一 頃年以降、 衣服之制、 多背 法度、 日条 中略 袍袖の長さにつ

大臣以下の規定他)、

上可レ用||狩衣||云々、又染装東一切停||止之| 、 此 切停一止之一、雑人軍勢等白剣白刀止」之云々、 偏古法也、 冠巾子長可レ減、 金銀珠玉飾停二止之一、 又今度八幡行幸制符 女房袴可 又顕職外止||如木| ル用 麁絹、 通範国送」之、 又地下輩、 此事誠可レ 下 部、 精好大口 謂 事以 綾羅 善善

(史料14) 『建武年間記』 建武二 一年三月一日 (六六九

直垂已下武具事

刀 各存 談 金闌、 唐皮尻鞘、 紅紫之類、 可レ止い過差之儀 同可以停口止之」、 不レ可二着用」、 所詮、 可レ用 可レ為 於 |疎品 垂 が布、 者、 蜀錦、 金銀装東太 呉綾、

> 制について言えば、 もすれば空前絶後の特異性のみ強調される後醍醐政権であるが、 過差禁制自体は、 徳治主義を政治基調としていたのである。 従来の天皇家王権と大きく変わるところがない 平安時代以来天皇家王権の基本理念であった。 過差禁

政=

あった。 加熱した過差状況を引き起こしたと言えるだろう。 得宗家の政権を転覆させ、 士を対象とした規制が、一年以内に三度にわたり発令されている。 条得宗家の 《直垂」「太刀」「武具」 富貴 の過差を、 新たな政権に参画した武士達の勝利の昂揚が、 「精好大口」 そのまま自らの振る舞いとしていたので 「雑人軍勢等白剣白刀」 彼らは、 かつての北 など武

こでは、 差と替わるところがない。 式目』後はどうであったのか。 「精好 一婆佐羅 銀剣」 という (バサラ)」の語が見えないことである。 『建武式目』 むしろ確認すべき点は、 0) バサラの過差は、 にもかかわらず、 この段階 では、 建 0 過

2 『建武式目』 以後の過差禁制

いての

義は、 ことは、 事なき継承者であった。 は足利直義主導で定められたものであり、 る。 周 特に統治については直義の権限が強かった。そもそも『建武式目 知の通り、 平安・鎌倉、そして後醍醐政権に受け継がれた徳治主義のまがう 最初期の室町幕府は、 尊氏・ 直義の両頭体制を取って

差禁制を遵守するようにとの宣旨が出される 服飾と従者数、 過差禁制が行われた。 さらに直義の統治期に重なる貞和年間、 そして賀茂祭などの祭礼についても、 和 (一三四六) 朝廷後光厳院政におい (『園太暦』 一二月一 鎌倉末期正慶の過 五日には 同月二一 日条)。 て最後 諸

当然ながら、直義主導の幕府もこれに連動して過差禁制を発令してい世上不安は続く。こうした中、天皇家王権再建を目指す禁制であった。(一三四九)・観応元年(一三五〇)は飢饉と疫病流行が京都を襲うなど貞和元年は、疫病流行による改元(一〇月)があり、さらに貞和五年

〔史料15〕倹約条々、(貞和二年一二月~同六年二月の間、『中世法制史る。

料集』第二巻、追加法四四-五〇)

一雑掌経営事

向可¸停┐止之 ′、酒肴、假令不¸可¸過;;十結 ′、過差儀、且衝重以下画図彫物、

一 正月祝亭引出物事

可_用; 銀剣以下軽物 ; 、止; , 重物 ; 〈甲胄・太刀・刀・絹布・太刀刀・金銀類・唐物類〉、

一衣裳事

守二公家新制一、堅不」可」随他之段、

一出仕武具事

品 | 、不」可」交 | 金銀之類 | 、太刀刀事、准 | 拠先例 | 、不」可」有 | 結構之儀 | 、次鞍事、専 | 麁

一同僮僕事

亭--とと、、不→可→過二中間五人・舎人二人 , 、将又召□具力者 , 事、一向可→不→可→過二中間五人・舎人二人 , 、将又召□具力者 , 事、一向可→

には、 取り締まり基準が緩和されたと解釈される められた。 建武式目 酒肴やその調度類、 建武政権の過差禁制で取り締まられたものも確認される。 銀剣への欲求の強さ故に、 で禁止された「銀剣」 正月祝の引出物、 は、 正月というハレの時期に限って、 引出物として贈られることが認 衣装、 武具、 従者数などのうち ただし

> にわたる過差取り締まり令を出している。 たことは明らかである。その流行はその後も続いており、幕府は、数次たことは明らかである。その流行はその後も続いており、幕府は、数次厳格な直義が後退せざるを得ない程に、武士による過差が流行してい

していたのである。とのである。では、文字通り、近日すなわち直近の時期を指いる、「バサラ」の語は見えないのであった。『建武式目』が、「近日、おして重要なことに、建武政権期と同様に、『建武式目』後の過差禁

滅したのであった、と。 は、自らの贅沢な過差を伴う振る舞いを「バサラと呼称することは消いては、その後再び、両者は分離し、過差をバサラと呼称する人々がには、自らの贅沢な過差を伴う振る舞いを「バサラ」と自称する人々が以前は、本来バサラと過差は別物であった。そして、『建武式目』発令頃以前は、本来バサラと過差との関係は次の様に変遷した。『建武式目』すなわち、バサラと過差との関係は次の様に変遷した。『建武式目』

例をもっとも多く伝える『太平記』を検討することとしたい。したと想定する。それを見極める予備作業として、次に「バサラ」の用以上から、私は、本来バサラは過差とは別個の〈ある振る舞い〉を指

* 『太平記』のバサラ

起をしている。うな「下剋上」や暴力性はバサラのうちに見いだしがたい、との問題提うな「下剋上」や暴力性はバサラの用例を再検討し、先行学説の強調するよから、『太平記』でのバサラの用例を再検討し、先行学説の強調するよ「はじめに」で紹介したように、白川宗源は、喫茶文化史研究の立場

認した。この結論を踏まえれば、白川の指摘は首肯できる。 小論の第一章では、バサラと悪党との直接的な繋がりがないことを確

討したい。白川の作業がある以上、これは屋上屋の誹りを免れまい。た以下では、改めて『太平記』でのバサラの全四用例について改めて検

にもっとも近いと考えられる西源院本 追加すべき若干の私見があること、 以上の点において多少なりとも独自の意義はあるだろう (大永・天文年間成立)を使用 白川とは異なり、 原 【太平記

下部共ニ、 見テ帰リケルカ、 之一族若党共、 比殊ニ時ヲ得テ、 西源院本卷二十一 南庭ノ紅葉ノ枝ヲソ折セケル。 例ノバサラニ風流ヲ尽テ、 妙法院ノ御所ノ前ヲ打過ルトテ、 栄耀人ノ目ヲ驚シケル佐々木佐渡判官入道々誉 天下時勢粧事道誉焼妙法院御所事 西山 ・東山ノ路之紅葉ヲ 跡ニサカリタル

及ぶのであった。 かかったところ、 郊 木導誉の一族らが、 かの西山 暦応三年 紅葉をおられたことを咎めた妙法院門跡側と佐々木側とが乱闘に 東山の紅葉見物をした。 一〇月頃の出来事である。 見事な紅葉。 いつもの通りの「バサラに風流を尽くし」、 それを下郎に折り取らせた、 その帰り妙法門院門跡の邸宅を通り その栄華が衆目を集めている佐 とある。 京都近 そ

に暴力性を読み取ることは難しい。 たのである。この部分のみに限定して言えば、 歩くうちに、 導誉の一族は、 興が高じて、 紅葉狩りで風流の趣向をこらし、 ある種いたずら心から妙法院門跡の紅葉を折っ 白川の指 あちらこちらを渡り 摘通り、 、サラ

と言って、 また 「例ノバサラ」とされている点から推し量るに、 まず想起されるのは佐々木導誉の一 族だったのである。 この当時バ サ ラ

〔史料17〕同巻二十五 天龍寺車

盜賊 身ニハ五色ヲ粧ヰ、 【家之輩ラ如斯諸国ヲ押領スル事モ、 ハ無力折節ナレ 気乱止時ナシ。 傾城田楽ニ無量之財ヲ与シカハ、 是全ク天ノ災ヲ降スニ非ス。 食ニハ八珍ヲ尽シ、 心ヲ遣方モ可ご 有、 軍用ヲ支ヘム為ナラハ、 国費人疲レテ、 茶ノ会酒宴ニソコハ ソ、 口 ーナル 只国 バサラニ 、政無ニ依者 飢饉疫癘、 クノ費 一依テ、 セメ

也

ている。 本来慎ましい振る舞いをすべきところ、 に武家が諸国の土地を占有することが容認されている。 .対する痛烈な批判が書き連ねられている。 これもまた 人々は困窮し、 〔史料16〕と同じ時期暦応三年一〇月 飢饉疫病さらには治安も大きく乱れていると糾弾 バサラの 内乱状況の故に、 振る舞いが過ぎるため の話題である。 であるならば、 軍事目

ており、 見物という遊興、そして〔史料17〕 して遊女・田楽への大盤振る舞いである。 無分別な・良識のない」と解釈すべきであろう。 ここでのバサラの内容は、 またその主体は、 バサラが遊興に関わる振る舞いであったことを予測させる。 政治責任のある幕府の有力武士と理解できる。 華美な服装、 では茶会・酒宴という遊興と関連し ちなみに「ソ、ロナル」とは、 贅を尽くした茶会・ 〔史料16〕では紅葉 酒 ほ そ ぼ

同様の批判が次の事例である。

(史料18)

同卷三十五

山名作州発向事并北野参詣

人政道雜

延文

五年頃か

事一 相州 不直之奉行也。治リシ代ニハ是ヲ以テ誡トセシニ、 礼・邪欲、 茲ヲ以テ(=青砥左衛門のような廉直な奉行人がいたので) 八代侭テ天下ヲ保チシ者也。 奉行頭人評定衆独リトシテ誰カ是ヲ好サル物ナシ。 大酒・遊宴、 ハサラ・傾城、 夫政道之為ニ儲ナル物 双六・博奕、 今二代之武 強 平氏之 サテハ 無

うな人物はいないと厳しくこき下ろしてい 鎌倉幕府はまだ青砥左衛門のような人物がいたが、 ここでの修辞法は、 鎌倉幕府の奉行人と、 「無礼―邪欲」「大酒―遊宴」「バサラ 初期室町幕府の奉行人とを比較した部分である。 室町幕府にはそのよ

-博奕」

強縁

不直之奉行」

の対句である。

バサラは、

傾城つまり

バサラ再考 (遠藤) (11)

参考すれば、 び女・ 浮かれ女の対句となっている。 遊興三昧の浮かれ者といったところであろう さきの 〔史料16〕 〔史料17〕

し次の事例はやや性格が異なる。 また以上の三つの例は、 いずれも幕府・武家方に関わって る。 ただ

其比 霊仏霊社ノ御手向、 同卷二十九 桃井四条河原合戦事并道營後 扇打輪ノバサラ絵ニモ、 攻 阿保 秋 Ш カ

河

《軍トテカ、セヌ人ハ無リケル。

執事 の図を描いた、という。 社寺院に納める扇団扇の を貫いた。 ス、 り援護射撃があったが、 条河原において会戦する。 若干の説明が必要であろう。 剰御方ヨリ射ル矢ヲ制シテ、 (仁木細川武蔵守) 美談である。 御内阿保忠実とが一騎打ちとなった。 この忠実の義侠心を褒めそやして、 忠実は バ その最中、 サラ絵」にこぞって、「阿保秋山カ河原軍 観応二年正月一 「情有物也ケレハ、 矢面ニコソ塞カリケレ、」 宮方桃井一揆の秋山九郎と武家方 五. 日 射ル秋山ヲ打ントセ 宮方と武家方が として正義 人々は、 武家方よ 神 兀

扇の絵を指している点で、 前記 三つの用例が、 人の行動・ この用例は異なっている 状態を指すものであったのに対して、

絵と解釈されてきたが、二条河原落書にある「バサラ扇」、 かれた絵とするのが適切と考えたい。 この 「バサラ絵」については、 従来 『建武式目』を参照して、 その 華美な 扇 に画

例とは、 人であった。 ところで画題とされた阿保忠実は、その名にふさわしく実直 サラ絵」 これまた、 およそ正反対の 近世以後の まさに白川の指摘の通りである 暴力や反秩序というイメージを想起させるものでは 人間造形なのである。 「婆娑羅狼藉」のような乱暴・下剋上という用 したがって、 ここでの 正 義 0

> 第一に、 £ 0) 【太平記 すでに指摘もあるが、 の用例検討から以下の四点を確認したい バ サラ絵の用例を除き、 『太平記

> > 作

以

者はバサラを非難している。

される暴力性あるいは反秩序という意味合いも、 取ることは不可能である。 網野善彦が主張する異形性について、 また近世の 「婆娑羅狼 これらの 藉 直截に見いだすことは という言葉に代表 崩 例 か ら読

点は、 サラという言葉が語られている。これは、 族にせよ、 としては、暴力性を完全に払拭しきれないという事実である。 Ļ 会という背景の中で、バサラが成り立っていることを示している。 この点において、 保留すべき点もある。 一応の留意が必要な点と私は考える。 阿保忠実にせよ、報復としての乱闘や合戦の文脈のなかでバ 白川宗源の指摘は一 すなわち、 バサラの語を含むストーリー全体 応を認めるべきであるが、 暴力を前提とする南北朝期社 佐

て足利直義が取り締まろうとしたのは、 うまでもないことかもしれないが、『建武式目』以下の過差禁制に そして執事・幕府奉行人に限定されている。 差禁制が武家の過差を問題視していたことは前述のとおりであった。 第三に、バサラとされているのは、 佐々木導誉を始めとする有力武 彼らのような存在だった。 建武政権期・ 南北朝期 によっ の 弌 渦

る 力武 「称し吹聴していたならば、 広がりは感じられない。 、限られた史料にのみ見える。 さてこの時期のバサラの用例は、 つまるところ、 「士に限定された振る舞いを指す言葉であった。 バサラとは南北朝期の比較的早い時期の幕府中枢・ もし従来の説のように、悪党が「バサラ」と 言葉としてもっと流通しているはずである。 従来の説が主張するような、時期と主体 **【太平記**】 および 私はこのように考え 『建武式目』 とい

を意味するものと解釈できる。 は、 遊興以上に風流をこらして」という解釈を施すべきであろう。 木一族の あった。またそのような遊興に浮かれる武士達を指したのである。 た遊興騒ぎであり、 会・茶会をし、 贅沢・過差という抽象的な意味ではなく、 「例ノバサラニ風流ヲ尽テ」 バサラとは、 遊女や田楽を招き大騒ぎすること」すなわち常軌を逸し 紅葉狩り(あるいは花見など)がその格好の機会で 「派手な服装をし、 (史料16) 寄り集って盛大な物見 遊興という具体的な行動 とは、 「いつもの派手な バサラと 佐々 や宴

0) 再構築の材料は概ね調った。 バサラについて、 ここまでの検討によって、 試案を提 次章では、 一示する。 「婆娑・ら」 改めて鎌倉後期から、 語源説に基づく、 バ サラ論 南 比朝期 0

サラ再考― -政治史として

て初めて出現したことになる。 、サラは、 ここまでの検討によるならば、 まさに 『建武式目』 『太平記』、とりわけ 今日「バサラの文化」というところの 『建武式目』 にお

坤

ラについて考えることとしよう。 的なテキストでもあることに留意したい。そして政治史の視点からバサ るまさにその瞬間に立ち会えたこととなろう。 もしこれが成功しているとすれば、 もしれないが、 発想の転換が必要である。ここでは、 ひとつの試みとしてそれなりに意味はあるはずだ。 あるいは議論が窮屈となってしまうか 我々に馴染みのあるバサラが出現す 『建武式目』 がすぐれて政治史 また

1 史| 芸能の婆娑・

管弦の言葉、 論第二章で確認したように、 すなわち芸能の言葉として、 「婆娑・ 5 鎌倉後期に登場する Ш バサラは、

> 芸能のひとつ管弦の興隆が図られており、 サラという言葉に接する機会は十分にあったに違いな 醍 醐 の王 権は 「芸能の王権」 でもあった。 (23) 武士を含めた政権関係者が 建武政権のもとでは、

バ

後

二人〉前行婆娑」したとある(『護国寺供養記』、 たとみて相違あるまい すなわち「婆娑する」楽人の姿を、 その舞う様は一鼓と同様であったらしい ちなみに腰鼓は、 娑庭上 | 」となっていた(『建武元年東寺塔供養記』、『群書類従』 一五)。 は、後醍醐天皇の入場に際して、「舞人楽人参向、 例があるからである。 持金剛衆行道」 ザ角辺_一。 は、 というのは、 鼓を打ち鳴らしながら、 さらに同月二四日の東寺塔供養においても、 候 警護役として武士が臨席していた点である。 |頓宮西南砌下 | 。 四門皆武士致 バサラの語源である「婆娑」について、この が塔内部で行われている最中に 別称 建武元年九月二二日の石清水八幡宮寺供 「三鼓」とする。 正成已下官人、相二具数十人随兵」、候二舞台 |警固 | 。」とある(『建武元年東寺塔供養記』)。 身体を大きく使って大きな身振りで練り歩く、 警固にあたった武士達は目撃してい 一鼓を大振りにしたものであり、 (『教訓抄』 『続群書類従』二七上)。 奏レ楽。奚婁・腰鼓 出仕僧侶の行列である 「奚婁・腰鼓、 「左兵衛督尊氏卿 巻九)。 注目したい 時期にも用 養法会で 可レ婆二

解釈されるのである。 ラ扇ノ五骨」 この他、 この時期 がある。 かのバ これも第二章で確認したように、 サラの用例としては、 二条河原の落書の 「婆娑」 一バ #

!者の結合は、 サラという言葉の変容がもたらされるのである の段階での、 後醍醐の敗走、 バサラは、 逸脱や過差と結びつくものではなか 武家足利方の勝利とともに始 0

てバ

バ サラの登場

る。尊氏方による京都奪還を象徴的に示す出来事である 建武 三年 一一月二日、 後醍醐天皇から光明天皇への神器授受が実現

銀剣、 くない。 指弾する直義の目前にあった光景、それ一年以上の戦争に勝利し、 軍は、九月二八日に佐々木導誉による攻撃で、後醍醐軍を壊滅させる。 という展開になる。 寺軍包囲作戦を軸としつつ、 て東寺にはいる。 後醍醐は延暦寺に逃れる。 たたくまに京都奪還のため、 を制圧した喜びに酔いしれる尊氏方の武士であったことは想像するに難 く糾弾された。「婆佐羅と号して、 た直義が主導して、『建武式目』が作成された。その中でバサラは厳し たる戦局は終了。 ○月一○日に後醍醐が延暦寺より京都に戻ることで、 そうした雰囲気の中、 その前年後醍醐軍との戦いに敗れた尊氏は、 風流服飾、 それは そして一一月二日の神器引渡しを迎えたのである。 これ以降戦況は、 種の祝祭状況であった。 目を驚かさざるはなし、 八月下旬の後醍醐軍の京都奪還総攻撃を退けた尊氏 一一月七日、 六月一四日尊氏は、光巌院と豊仁親王を擁し 東上を開始。 後醍醐軍が京都奪還をめざし急襲をかける 尊氏軍による近江での後醍醐・延暦 専ら過差を好み、 兄尊氏とともに武家方の中心であっ 五月二八日には、 頗る物狂と謂うべきか」 九州まで敗走。 綾羅錦繍、 四ヶ月余りにわ 京都に迫り、 しかしま 京都 精好 ح

の大宴会が催され、 権勢を誇る武士たちは、 そうした有様を彷彿とさせるものこそ、次の一説である 酔いにまかせて巷を闊歩した。まさに遊興 うかれてそぞろに出歩き、 先々で茶会・ 一昧であ 酒宴

〔史料20〕 『太平記』 巻二三 土岐参向御幸致狼藉事

足ヲ 人之頚ニ巻セタルモアリ、 比殊ニ、 が蹈せ、 段子金鑬之小袖、 時ヲ得タル物共ヨト覚シキ武士之太ク逞シキ馬ニ、 金銀ヲ打クゝ 色々二脱係テ脇ヨリ余セルモ有リ、 ミタル白太刀共、 小者中 千鳥 蕳 下

までの

バサラ理解は、

どちらかと言えば

「粗野な、

もしくは質実剛

カ、 セ唐笠ニ毛踏帯テ、 紅葉手毎ニ折カサシ、 当世早ヤル 五六十騎カ程、 田楽節、 所 々打揚テ、 野遊シ

しまう。 これは、 折悪しくこの武士に遭遇した貧乏公家は、 有名な土岐頼遠による光厳院御幸射撃事件の直後 恐怖の余り失態を演じて 0 逸話 であ

ŋ

ル

田楽。 ヲ尽テ、 それが遊興である「野遊」の帰りであったことは、 たのである。あたかも奚婁・腰鼓を打ちならしつつ舞う楽人のように。 がら我が物顔で練り歩いていた。「ふらふら」といわば シキ馬ニ、 バ それはともかくも緞子金襴に サラの語源である「婆娑」との関わりで注目したいのは、 〔史料10〕 この武士のことを別の部分では、 西山・東山 千鳥足ヲ蹈セ」とある点である。 『建武式目』 ノ路之紅葉ヲ見テ帰リケルカ」という佐 が批判するバサラそのものであっ 「金銀ヲ打クゝミタル白太刀」、 「富貴」とも表現してい 彼ら一行は往来を蛇行しな 「例ノバサラニ風 「婆娑」してい 人々木 「太ク逞 そして 族 ま

勝祝祭という非日常において、 で指摘したように、 たと考えるべきであろう。 て京中をそぞろ歩き、 相応しい言葉として、 ところで、 彼らはこのように、 バサラの担い手である幕府中枢 婆娑は逸脱の潜在可能性を秘めた言葉であった。 遊興に際しての、 「婆娑・ら」が選び取られたのだ、 闊歩する自身の振る舞いを、「バサラ」と自称し あるいは、 自らの振る舞いを言語化するにも 次のようにも言えようか。 派手な出で立ちで 有力武士につい

振る舞いともぴたりと一致する。

あるいは悪党的な田舎武士」としてイメージしている。 かし、 Ш 添昭二・ 小川剛生などによれば、 武家の棟梁足利尊氏やそ

は

「当てつけ」

が漂っているように、

私には感じられる。

わ

かし、

それは決して「無邪気」な言葉遊びではない。

い文化的素養に裏付けられた

種の言葉遊びと

初 れ

0

バサラとは、

の被官 歌人として活躍した文化人であった。 (高 : 上 杉 尾藤)、 そして今川 濵 斯波など足利氏 は

地では、 すらあった。このような京都との関係であろう、 めに六波羅によって打たれた頼兼もいる。 宮内卿律師道 貞時女であ 濃守護土岐 (『沙石集』 足利 トキノ桜堂ト云フハ、 当時京都で流行してい 門以外の武士に目を転じるならば、 卷第五末)。 ŋ (頼遠がいる。 謙、 歌人とされている。 蔵人右衛門尉頼衡が見え、後醍醐の策謀に加わったた 『尊卑分脉』によれば、 花ノ名所ナリ」とされており、 た花の下連歌が行われて 頼遠の兄弟には、 天皇家王権に近侍する存在で 光厳院 その父頼貞は、 鎌倉末期には、 左衛門蔵· 0) 狼藉で有名な美 いたのであった 土岐氏 人頼 母北条 0 「美濃 本拠 直

初 送を勤め、 彼が当代 京都の検非違使を勤める家柄だった。 この勅撰連歌集となった『犬菟玖波集』 そしてバサラの代表、 流の文化人であったことは贅言を要しない。 後醍醐から和歌を贈られている 例 ラバ サラ」と言わ 後醍醐の隠岐配流 の成立に寄与している。 (『増鏡』)。 れた佐 々木導誉であ のちに導誉は その家は、 の際に、 その護 歴代 る。 最

るの

である

ح

岐

0 測される。 逐した最大の功労者であり、 誉が、その張本人であった可能性は高 葉であるバサラという言葉を「借用・転用」したであろうことは 値しない。 振 このように有力武士達は高い文化的素養を備えており、 る舞いが他に抜きんでていたと考えられるからである。 そしてなにより『太平記』に 中でも武家のみならず当代きっての文化人であった佐 戦勝気分において他に抜きんでてい 「例のバサラ」とあり、 彼は、 延暦寺 ・後醍醐 本来芸能の言 、たと推 闘軍を駆 は々木導 驚くに バ 、サラ

> その意味では、 乏公家が畏怖した所以である。そこには確かに暴力性が随伴 自己顕示であった。先の の段階の 練り歩きとしてのバサラとは、 バサラにも含意されていたと言わねばならな [峯相記] に示された過差と悪党の暴力との 〔史料20〕 戦争という暴力を背景とした示威 の用例において、 闊歩する武士に貧 関係 していた。

る遊 ろしく射懸けたあの諧謔の ○月、 府なき後の、 用したのである。 「頼遠が、 建 の当てつけ !興の練り歩きを自称するのに、 武政権は、 後醍醐方が屈 院 武士の相対的地位低下はいなめない。 天皇を頂点とする秩序の再生を意図した。 と「犬」とを引っ 痛烈な当てつけ=諧謔と言うべきだろう。 諧謔においてこそ、 武家側の優位が再現する。 精神と通底していたのである。 かけて、 正統な芸能の言葉であるバサラを転 バサラは 光厳院に対して、 「下剋上の言葉」 その武威= しかし、 関 建武 東 犬追物よ 暴力を誇 0 鎌 土

3 【太平記』 とバサラ

けで、 制派である直義の勝利であった。 を自称することは表向きタブーとなったのであろう。 直 0 義 建 の死によってさらに拡大していったのである。 域はでないが、 彼らの過差の振る舞いは収まったわけではない。 以後、 『建武式目』 文書・ 記録類にバサラという言葉は見えな もちろんバサラの自称がなくなっただ での断固とした糾弾によって、 表面的には バ 過差禁 サラ

あっ たように、 である。 こうした武家の驕慢を徹底的に批判したのが、 ここにおいてバサラの意味合いに変化が生じた。 非難の言葉としてやり玉に挙げられたの 【太平記 0) サラのうち三つ の用 が例は、 が 他ならぬ 全体の文脈 、サラ」 すでに紹介し 『太平記』 だ 強 で

歩する」という意味は、脱落してしまっているのである。の表象語として解釈できるものとなっている。「そぞろに練り歩き、闊影響を受け、常軌を逸した遊興三昧であり、悪しき「過差の振る舞い」

で、重要である。 ところで『太平記』をめぐっては、その原形本を法勝寺慈鎮上人が、ところで『太平記』が慈鎮門下によって編まれたと指摘している。そしてい、『太平記』が慈鎮門下によって編まれたと指摘している。そしては、『太平記』が慈鎮門下によって編まれたと指摘している。そしてと、『大平記』をめぐっては、その原形本を法勝寺慈鎮上人が、ところで『太平記』をめぐっては、その原形本を法勝寺慈鎮上人が、

は、決して容認できないものであったと私には思われる。は、決して容認できないものであったと私には思力な温にふけるバサラい。このような律宗と「異類異形」の側にはいない。むしろ両者は対立関係にあった。律宗集団は徹底した戒律主義をとる。その宗教的禁欲至上主義は、清貧のうち団は徹底した戒律主義をとる。その宗教的禁欲至上主義は、清貧のうち団は徹底した戒律主義をとる。その宗教的禁欲至上主義は、清貧のうちは、決して容認できないものであったと私には思われる。

かれている。 のまり天狗=「異類異形」は、過差を否定し罰を下すべき存在として描り、のまり天狗=「異類異形」は、過差を否定し罰を下すべき存在として描見物人にみちた四条河原勧進田楽において桟敷を崩した天狗(巻二七)、である。奢侈にふける北条高時を誑かす天狗(巻五)、あるいは富貴のこのように想定するならば、『太平記』における天狗の役割は暗示的

すなわち伝統的な徳治主義からの過差非難もまた、『太平記』のバサララに対する強烈な批判はその最たるものであったと私は推測してみたい。のではなかった。『難太平記』にあるように、慈鎮は足利直義に原『太また『太平記』のバサラ非難は、律宗的な戒律主義のみに根ざしたもまた『太平記』のバサラ非難は、律宗的な戒律主義のみに根ざしたも

葉の背景にはあったのである。

非

は、以上の構図に由来すると思われる。語である。その中で語られるバサラが、非難されるべきものとなったのは「敗者」であった。『太平記』とは、彼ら「敗者」の鎮魂のための物は「敗者」であって、律宗的な戒律主義と直義の伝統的な徳治主義と

「婆娑・ら」という本来の生い立ちを忘却させられながら。記』という揺りかごの中で生きながらえていったのである。芸能の言葉難されるべき「過差」の振る舞いを差す「物語」の言葉として、『太平かくして、現実社会ではその姿をくらましたバサラという言葉は、非

すびに

理できる。 「婆娑」を語源とする「バサラ」という言葉の歴史は、次のように整

す言葉として出現した。 第一は、鎌倉後期であり、管弦・芸能の言葉として、優れた技量を示

は極めて政治的なできごとでであった。称するために、揶揄を籠めて舞楽・芸能の言葉が「借用」される。それる足利方武士において、遊興に際しての派手な練り歩きの振る舞いを自第二は、『建武式目』が発令される直前の時期であり、戦勝に浮かれ

によって、本来の「婆娑」のニュアンスは失われた。る政治的な言葉として、バサラは用いられたのである。特に『太平記』言葉として使用された。ここでは、バサラを吹聴する政治勢力を攻撃す第三は、『建武式目』『太平記』の段階で、非難すべき振る舞いを示す

との意味的連関もこの時に発生する。乱暴・狼藉という暴力のニュアンスまでもが追加された。バサラと異形乱暴・狼藉という暴力のニュアンスまでもが追加された。バサラと異形の意味が、戦国から江戸初期にかけてで、マイナスイメージが強化され、

網 「解が展開した。 野善彦の そして第五は、 鎌倉末期以後の「悪党」に代表される下剋上の文化様式を指すとの 語源説が提起される。 議論がある。 近代以降であり、 その到達点に、 さらにアジア・太平洋戦後の歴史学にお 「バサラ= 大槻文彦によって 異形 の非人」 拔折羅 の 習俗とみる (バジャ

る。しかし、その「徳玫」は、この(窓) 禁制 政」とは微妙に異なっているように私には思われる 主義的禁欲の敗北という過程を経てのものであった。 の復元を試みた。 価値観の相克の時代であった。 第二・三期、 小論は、このうち第五段階の認識を再検討しつつ、 戒律主義的禁欲、 すなわち建武政権と室町幕府創設期は、 なお第二・三期と第四期について補足しておきたい。 これに対するバサラ的過差という二つの は、 その勝者は、バサラ的過差であった。 このような、 室町殿による 徳治主義的過差禁制、 徳政 第 鎌 徳治主義的過差 倉期までの 一〜第四 はその後もあ 1の変遷 政 戒律 給的 b 徳

の精 前提を論じたに過ぎない。 は ところで、 査が必要である。 つであったのか。 『太平記』という揺りかごを離れバサラが独り立ちしたの ここでは簡単な見通しのみを提示した これは第四期に関わる問題である。 その見極めは今後の課題であ ŋ 小論はその バ サ É 甪 例

ている。この点は、 る。遅くとも一六世紀に入ると、暴力的なイメージで語られるようになっ 云ゾ、」(『碧厳電択抄』 H 本国語大辞典』には、 当の『太平記』でも確認される。 + 「有侠客、 天文二年 々々トハ賊徒也、 (二五三三) 成立) バ 0) サラナル 用 例 が 見え 者ヲ

長八年古活字本、以下「岩」)とを比較したい。 ここでは、西源院本(以下「西」と略す)と岩波古典大系本(底本慶

りであったのが、「岩」では、「小鷹狩」の帰りになっている。暴力的なまず佐々木導誉一族のバサラについては、「西」では、紅葉見物の帰

最後に、 さを演出しようとする文学的な作為があったと見たい ている。そして「拔折羅」(バジャラ) 行」となり、 サテハ不直之奉行也」に対して、「岩」 話題では、 イメージが喚起されるような変更であった。 に「拔折羅」が当てられるのは、 大酒・遊宴・拔折羅・ 西 「ソヾロナルバサラニ耽テ」として、 0) 無礼・ 青砥左衛門との対比で幕府構成員の驕慢を非難するくだりでは 西 わずかとも言えるが、 邪欲、 は、 「ソ、ロナルバサラニ依テ」とあるのに、 傾城・双六・博奕・剛縁・内奏、 大酒・遊宴、 一六世紀になってからであ 非難の言葉 ハサラ・傾城、 マイナスイメージが増幅 の表記が出現している。 は「無礼・ つぎに天竜寺創建をめぐる (「不忠」「功誇」) 不忠・邪欲 双六・博奕、 サテハ不直ノ奉 功誇

では、 な近世的な価値と、 る。 いるという点を再確認することができるのみである。 る近世的 解明は、 反 それはおそらく「豊臣の平和」、そして「徳川の平和」を根幹とす 《社会的な行為・存在としてのバサラのイメージはもはや決定的 そのことは非力な私には全く以て手に余る大きな課題である。 バサラという言葉の歴史には、 な政治的価値観と連係している。問われるべきなのはそのよう 文学・思想史の専門の研究者の手に委ねざるを得ない。 そこにいたる中世から近世への思想的な転回 中世と近世との断 刻印 であ そ

現在に至るのであった。のであり、その土壌の上に、大槻文彦の「拔折羅」語源説が立ち上がり、のであり、その土壌の上に、大槻文彦の「拔折羅」語源説が立ち上がり、いずれせよ、近世にいたりバサラという言葉は、爆発的な流通を見る

袋に、「バサラの文化」ということに触れて結びとしたい。

趣味 = 大陸文化の決定的な影響のもとにあった。「先進的」外国文化をを指す学術用語である。松岡心平が強調するように、この文化は、唐物「バサラの文化」とは、言うまでもなく南北朝期・室町期の文化状況

と系譜関係にあったのではな 享受する特権階層が牽引した文化であった。それは決して「異類異形」

は言えない。 を勘案するならば、「バサラの文化」という言い回しは、決して誤りと 分のそぞろ歩きを、 て彼は同時に、 佐々木導誉こそが、 芸能の言葉「婆娑・ら」を借用して、 「バサラ」と称したとすら推定されること、 この文化ムーブメントの開拓者であること、 自分たちの これら い戦勝気 そし

妄言を書き連ねたに過ぎない小論は、 自らの文化を「バサラ」という言葉で表象することはなかったのである。 たのはごくごく限られた期間に過ぎず、 「バサラの文化」の脚注には、この点も明記されるべきであるまいか。 ただし南北朝期段階にあって、「バサラ」という言葉が実際に流通し そのための冗長な問題提起でしか 「バサラの文化」 の当事者が、

註

- $\widehat{\mathbb{1}}$ 史七 九〇年)、伊藤喜良「バサラと寄合の文化」(村井章介編『日本の時代史 過差・物狂」(佐藤和彦編 あげる。 『自由狼藉・下剋上の世界』(小学館、 さしあたり後掲するいくつかの業績を除き、 走る悪党、蜂起する土民』(小学館、二〇〇八年)など。 南北朝期の動乱』 林屋辰三郎 『佐々木道誉』 吉川弘文館、二〇〇三年)、安田次郎 『ばさら大名のすべて』新人物往来社、一九 (平凡社、一九七九年)、 一九八五年)、 概説的かつ主要なものを 酒井紀美「ばさら・ 日 佐藤和彦 本の歴
- $\widehat{2}$ 遠藤基郎「バサラの語源」(『日本歴史』七四四、二〇一〇年
- 3 して引用する。 錫杖」について、いくつかの先行研究では、「跋沙羅錫杖」(『日本芸能史 なお「仁和寺御室御物実録」(『続々群書類従』一六) にある 大槻説に引きずられた誤写である。 『中世芸能の幻像』 法政大学出版局、一九八二年、三〇五頁)、 淡交社、 一九八五年、 一八七頁)と 「跋折羅

4 出版会、 一九七五年 「無頼の装い、 風流の意匠」(『中世民衆の生活文化』 東京大学

5

- の風」 六章 白川宗源 『日本芸能史2』(芸能史研究会編、 「「ばさら」の寄り合い」 (『中世的世界とは何だろうか』 「喫茶文化史における闘茶の意義―バサラの検討をとおして」 (中ノ堂 朝日選書、 一信執筆担当)、 法政大学出 版局、 朝日新聞社、 網野善彦 九 八 一九九六
- 『鎌倉遺文研究』二五、二〇一〇年
- 九九四年 松岡心平 「室町の芸能」 (『岩波講座 日本通史九 中 岩波書店

7

6

- 8 網野善彦 『異形の王権』(イメージリーディング叢書、 平凡社、 一九八六
- 9 房、一九九六年)。蛇足になるが、綾羅錦繍はあでやかな糸を織りなした 製法を異にする。 布地を使用したものであり、一方の摺衣は布を染め上げたものであり、 上杉和彦「中世の贓物について」(『日本中世法体系成立史論
- 10 田中奈保「鎌倉期足利氏の経済事情」(『早稲田大学大学院文学研 第四分冊 日本史東洋史西洋史考古学』五一、二〇〇六年)
- 11 体制と社会』吉川弘文館、二〇〇二年 林譲「一遍の引き連れた門弟、 時衆について」(中尾堯編『中世の寺院
- 12 を背負い破れ衣装の人物を「異類異形」の婆娑羅の実例と見なしている 前揭網野善彦 なお網野は、 『融通念仏縁起絵巻』(清凉寺蔵)に描かれた高足駄で笈 『異形の王権』口絵)。しかし、これもまた成立しない。

13

は舞う様を示す言葉であった。 藩主久松家より拝領した刀を読み込んだものである (古刀のこと) を提げ 九七六年、 たまたま知り得たのだが、 従軍す』平凡社、二〇一一年、 三四三頁)。これは日清戦争従軍記者として赴く子規が、 大地を斫る」と見える(『子規全集』 舞ひて婆娑たれば 正岡子規の「古刀行」という漢詩には、 群妖 明治においても 驚き且悸く (末延芳晴 一第八卷、 旧

14 『中世音楽史論叢』 盛田嘉徳 九七四年 「千秋万歳の研究」 また遊僧につい ては永村眞 (『中世賤民と雑芸能の研 和泉書院、 100 「中世東大寺の楽人・ 一年 究 を参照 雄山 閣出版 舞 Ź

26

中

- 15 『日本思想大系二三 古代中世芸術論』 (岩波書店、 一九七三年 四三
- 鎌倉中期」 豊永聡美 (いずれも同 「鎌倉期以前における天皇と音楽」 『中世の天皇と音楽』 吉川弘文館、 「音楽の御師 二〇〇六年) 平安後期

27

- 18 17 中村清兄 覆刻日本古典全集 『扇と扇絵』 (現代思潮社、 (河原書店、 一九七七年)による(下巻五二六頁)。 一九六九年
- 笠松宏至 三四頁以下 「中世の法典」 (『日本中世法史論』 東京大学出版会、 一九七
- 20 館、二〇〇八年 佐々木文昭「南北朝期の公家新制」 (『中世公武新制の研究』 吉川弘文
- $\widehat{21}$ 禁止。 烏帽子懸の禁止、 年始諸人引出物、 集の追加法番号)。貞治六年一二月二九日禁制条々(八六─九○)では、 『中世法制史料集』第二巻より、 袖 一七日新制(一二六) 中間以下の金銀梅花皮等腰刀禁止、 四八 鞍の金銀・色革装飾の禁止、 応安二年二月二七日禁制 などに過差禁止を示す史料がある。 大口・刀の華美な装飾の禁止。このほか、 所々雑掌倹約励行、精好大口・織物小袖・金具鞍の禁 や、 至徳元年 (九九一一〇三) では、 いくつか列挙する(括弧内は法制史料 中間凡下輩の、 (一三八四) 直垂の絹裏・絹腰と烏帽子懸の 直垂の絹裏・絹腰と 六月三日壁書 精好大口・織物 永和 一年三
- 22 武家栄枯易地事を参照 このほか、 幕府中枢の遊興と浪費については、 『太平記』 公家
- 23 豊永聡美 『建武年中行事』 「後醍醐天皇と音楽」 の世界』 (前掲注 (岩田書院、 16 二〇〇三年 佐藤厚子 中 世
- 24 川添昭二 角川学芸出版、 『武士はなぜ歌を詠むか』 『中世文芸の地方史』 二〇〇八年 (平凡社選書、 第 章 「乱世の和歌と信仰」 平凡社、 一九八二 (角川叢 年)。
- 25 森茂暁 『佐々木導營』 (人物叢書、 吉川弘文館、 九 九四

- 物語」(『国文学 世律僧_ 長谷川端 『太平記-(『軍記物語の研究』 『太平記の研究』 -鎮魂と救済の史書』 -解釈と教材の研究 (汲古書院、 桜楓社、 (中公新書、 三六一二、 一九九〇年)、 九八二年)、 中央公論新社、 一九九一 砂川博 五味文彦 年)、 二〇〇一年 「太平記と 松尾剛 後醍醐
- りうる。 への恐れ故に、 配章 あるいは (角川選書、 「直義像の改修」(塙書房、二〇一〇年) 直義の祟りへの恐れについては、 『建武式目』でそれを厳しく取り締まろうとした直義の祟り 角川書店、 「婆娑羅」という言葉がタブー化した、 一九九一年)、 北村昌幸 森茂暁 『太平記世界の形象 『太平記の群 という可能性もあ 像
- 榎原雅治 「室町殿の徳政について」(『国立歴史民俗博物館研究報告

28

- 29 一三〇、二〇〇六年) 『太平記読みの時代』 (平凡社選書、
- バ サラから世阿弥へ』(岩波現代文庫、岩波書店、二〇〇四年 松岡心平 『中世芸能を読む』 (岩波書店、二〇〇) 平凡社、 三年)、 同 『宴の身体

九九九年

30